

第二十二号議案

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

江戸川区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年三月江戸川区条例第五号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「、乳児四人以上を入所させる保育所にあつては」を削り、「看護師」の下に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

付則第七項中「付則第三項」を「付則第三項本文」に改める。

付則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の改正に伴い、保育所における看護師等の配置に係る特例の要件を見直すため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。